

令和8年度 北九州市多様な働き方・就業促進動画制作および配信業務 公募型プロポーザル方式実施説明書

1 件名

令和8年度 北九州市多様な働き方・就業促進動画制作および配信業務

2 業務の趣旨

本事業は、北九州市内で働く人材の実際の働き方や仕事の様子を動画コンテンツとして発信することで、「北九州で働くリアル」を可視化し、求職者が具体的な就業イメージを持てる環境を整備することを目的とする。

あわせて、ライフステージや多様な働き方に応じた就業モデルを提示することで、就職後のミスマッチの防止を図り、市内就業の促進及び人材定着につなげる。

3 履行期間

契約を締結した日から令和9年3月31日まで

4 事業者選定について

公募型プロポーザル方式により受託候補者を特定するものとし、審査委員会による審査を行う。

審査会に参加する事業者は、以下の要領で「企画提案書」及び「見積書」を提出し、後日提出書類にてプレゼンテーションを実施する。

審査委員会は「企画提案書」及び「見積書」の内容を審査し、提案事業者の中から1社を受託候補者として特定する。

5 予算上限額

6,000,000円（消費税および地方消費税相当額を含む額）

6 参加資格

公募型プロポーザルに参加を希望するもの（以下、「参加希望者」という。）は、次の要件をすべて満たす法人又は複数の法人によるグループとする。なお、グループの場合は、（1）～（3）の要件を全ての構成員が満たすものとする。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

であること。

- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格および審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 企画提案した事業の実施が可能であること。
- (5) グループの構成員は、単独での参加又は他のグループの構成員として、重複して参加しないこと。
- (6) グループで参加する場合は、代表する法人を定めること。

7 参加資格の喪失

参加希望者が受託候補者の特定の日までに、次のいずれかに該当することになった場合は、本プロポーザル参加資格を失うものとし、すでに提出された提案は無効とする。

- (1) 前項に規定する参加資格の要件を満たすものではなくなったとき
- (2) 不正な利益を図る目的で審査委員会の委員等と接触したとき
- (3) 提案書に虚偽の記載をしたことが判明したとき

8 実施スケジュール

- | | |
|---------------------------------|--------------------|
| (1) 質問書の提出期限 | 令和8年4月 8日(水) 17時まで |
| (2) 質問書への回答（予定） | 令和8年4月15日(水)まで |
| (3) 参加申出書の提出期限 | 令和8年4月17日(金) 17時まで |
| (4) 提案書・見積書提出期限 | 令和8年4月28日(火) 正午まで |
| (5) 審査会 | 令和8年5月14日(木) |
| (6) 受託候補者特定 | 令和8年5月19日(火) |
| (7) 以後のスケジュールは選定事業者との協議により決定する。 | |

※各実施日は事務の都合により変更される場合あり。

9 説明会

企画提案書の作成等について、説明会は開催しない。

10 質問

質問がある場合は、質問書（様式1）により、「19 事業所管課」へ電子メールにて提出すること。送信後、電話により受信の確認を行うこと。

※提出の際、ファイル名を【貴社名_質問書】とすること

- (1) 質問書の提出期限

令和8年4月8日(水)17時まで

- (2) 質問に対する回答予定
令和8年4月15日(水)までに随時回答
- (3) 質問回答方法
市ホームページにて公開

1.1 参加申出書について

当日参加する者は、以下のとおり参加申出書（様式2）を提出すること。

※提出の際は、ファイル名を【貴社名_参加申出書】とすること

- (1) 参加申出書の提出期限
令和8年4月17日(金)17時まで
- (2) 提出先
「19 事業所管課」と同じ
- (3) 提出方法
電子メールで提出。送信後、電話により受信の確認を行うこと。

1.2 企画提案書等の提出

参加希望者は、期限までに下記の書類を提出すること。なお、提出された書類は返却しない。また、提案にかかる費用については事業者の負担とする。

- (1) 提出書類・部数
 - ア 企画提案書（表紙は様式3、以降は様式自由）・10部
A4縦、横書き、片面刷り、左綴じを基本とする。
 - イ 事業者概要（様式4）・10部
グループで参加する場合、事業者ごとに提出すること。
 - ウ グループ構成表（様式5）・10部（グループでの参加者のみ）
 - エ 見積書（様式自由）・10部
見積金額総額及び明細（消費税及び地方消費税を合計した金額）。明細については、制作費や広告配信費、人件費等が詳しく分かるよう記載すること。
※見積額が予算を超えると失格となりますのでご注意ください。
- (2) 提出方法
 - ア 提出方法
 - ・1部は原本（社名入り、企画提案書表紙及び見積書は押印入り）、9部はいずれのページにも社名が記載されていないものを提出すること。
 - ・カバー等はせず、書類一式をホチキス止めで提出すること。
 - ・データ提出の際は1つのファイルにまとめ、ファイル名を【貴社名（社名あり）】
【貴社名（社名なし）】とすること

イ 提出期限

令和8年4月28日(火)正午まで

※持参による提出の場合、平日の9時から17時（最終日は12時（正午））までの時間厳守とし、この期間以外の受付は一切しない。

※提出の期限を過ぎた場合、失格とする。

ウ 提出先：「19 事業所管課」と同じ

以下の二つの方法で提出すること。

①書面

郵送又は持参にて提出。

（郵送の場合は書留郵便で、上記期限必着）

②データ

PDF形式で電子メールにて提出。（上記期限必着）

直接添付もしくはオンラインストレージでも可。

※送信後、電話により受信の確認を行うこと。

1.3 企画提案書の記載事項について

(1) 制作の方向性

本業務では、10本の動画をシリーズとして制作することから、動画シリーズ全体のコンセプト、トーン、デザイン及び編集スタイルの基本的な考え方について提案すること。各動画はターゲットやテーマが異なるため、構成や表現については柔軟に変更できるものとし、シリーズとしての一貫性と各動画の特性を踏まえた表現の両立について考え方を示すこと。

(2) 動画内容・構成に関する提案

- ・動画シリーズ全体の基本となるコンセプト、トーン、ビジュアルデザイン及び編集スタイルを踏まえ、動画シリーズのタイトル案を含め、具体的な動画の構成及び表現方法について提案すること。なお、タイトルについては発注者と協議の上決定するものとする。
- ・各動画の構成については、ターゲットやテーマに応じた表現の方向性が視覚的にわかる形で示すこと。
- ・動画の雰囲気具体的にイメージできるよう、演出方法、撮影イメージ、ナレーションやテロップの使い方等についても、可能な範囲で記述すること。
なお、企画提案にあたっては、10本の動画のうち1本目に制作する動画を想定した企画案を提示すること（出演者及び企業は架空設定可）。
- ・動画シリーズ全体の方向性が具体的にイメージできるよう、コンセプト、ターゲット別の表現方針、テーマ例、表現方法のイメージ及びショート動画への展開案を記述すること。可能な範囲で、キービジュアル案、デザインイメージ、参考レイアウト等を添付すること。

- ・10本の動画については、ターゲット属性（学生、女性・子育て世代、シニア等）ごとの方向性、テーマ例及び表現のアイデアを簡潔に提示すること。
- ・動画の雰囲気が分かるよう、参考となる動画作品（3件以内）を例示すること（URL等を記載）。

（3）配信及びプロモーションに関する提案

動画の配信及びプロモーションについては、市が指定する既存媒体（公式ホームページ、公式SNS、YouTubeチャンネル等）への掲載を前提とし、掲載用素材の作成や投稿原稿案の作成支援等について提案すること。

また、これに加え、SNS広告等のデジタル媒体を活用した効果的な情報発信手法について、想定ターゲット、媒体選定理由、配信方法、KPI設定及び効果測定方法を含めて具体的に提案すること。なお、受託者による独自チャンネルの運営は本業務には含まないものとする。

なお、本業務では動画制作と併せて、視聴機会の拡大を目的とした広告配信を行うことを想定しているため、提案にあたっては動画制作費と広告配信費のバランスを考慮した配分とすること。

※本業務では、動画制作に加え、制作した動画の視聴機会を拡大するためのプロモーションも重要な業務として位置付ける。動画は市が指定する既存媒体（市公式ホームページ、公式SNS、YouTubeチャンネル等）への掲載を基本とし、主に就業関心層へのリーチ拡大を目的として、これらの掲載動画を活用したSNS広告等のデジタル媒体による効果的な情報発信について提案すること。

（4）制作体制（制作スケジュール及び制作スタッフ）

ア 制作スケジュール

- ・企画段階から放送までのスケジュールを記述すること。
- ・工程ごとに必要な日数（取材・下見、撮影等）を明確に記述すること。

イ 制作スタッフ

- ・制作主要スタッフや体制について記述すること。
また、本事業に類似する動画制作実績があれば、その内容について記述すること。
- ・制作についての指示系統が分かる図を添付し、コンテンツの質の保持や制作関係者の調整等、政策全体を管理する者を明示すること。

ウ 類似業務の実績

- ・本事業に類似する動画制作実績があれば、その内容について記述すること。

（5）二次利用

二次利用を行うための著作権等の権利関係の処理方法について記述すること。また、二次利用の活用方法に提案があれば、その内容についても具体的に記述すること。ただし、その実施に必要な費用は本委託業務契約の範囲とする。

14 審査

審査は、提出された企画提案書とプレゼンテーションに基づいて審査委員会による審査を行い、受託候補者を特定する。

(1) 審査会開催（プレゼンテーション）について

ア 日時：令和8年5月14日(木)

※実施時間は、後日電子メールで通知を行う。

イ 会場：北九州市役所本庁舎 7階 若戸の間（予定）

ウ 参加方法：対面形式での開催

エ 説明者：1社3名以内

オ 方法：プレゼンテーション15分、質疑15分（予定）

※定められた時間内に企画提案説明を終えること。

(2) 審査基準

審査の評価項目、評価基準及び配点は、別紙「企画提案書の項目及び評価のポイント」による。

15 審査結果の通知

受託候補者を特定したときは提案者全員に次の事項を通知する。

①受託候補者として特定した又は受託候補者として特定されなかった旨

②当該提案者の順位及び点数

③受託候補者として特定されなかった提案者については、その理由について所定の期限までに説明を求めることができる旨

16 審査結果の公表

受託候補者を特定した場合は、市ホームページに次の事項を公表する。

①受託候補者の商号又は名称

②提案者数

③提案者（受託候補者のみ商号又は名称を表示）の評価結果

④審査委員会の委員（外部委員を含む）の氏名及び職名（職業）

⑤審査委員会における主な意見

⑥市の主な特定理由

17 受託候補者との契約締結

- (1) 市は、審査結果の通知後に、受託候補者と当該業務委託に係る詳細について必要な協議を行う。この協議において、企画提案書に記載した提案内容について、受託候補者からの変更は原則認められない。

- (2) 協議が整った場合は、受託候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約による契約の締結を行う。
- (3) 契約保証金は、契約額の100分の5以上の額とする。ただし、契約の相手方が、北九州市契約規則（以下「契約規則」という。）第25条第7項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。
- (4) 受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位者を新たな受託候補者として手続きを進める。受託候補者が契約締結の日までに本市から指名停止を受けた場合も同様。
- (5) 受託候補者が「7 参加資格の喪失」に該当することが判明した場合は、受託候補者としての資格を取り消す。この場合、上記（4）と同様に処理を行う。
- (6) その他、本書に定めのない事項は、関係法令及び契約規則などの関係規定の定めに従い処理する。

18 その他注意事項

- (1) 提案に係る経費については、提案事業者の負担とする。また、提出された書類は返却しない。なお、提出された書類等を公開する場合は、事前に当該提案者の同意を得るものとする。
- (2) 企画提案書を提出した後は、実施要領、仕様書等の資料についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (3) 参加申出書の提出後、希望があれば辞退することが可能。この場合でも、以後、不利益な取り扱いを受けることはない。提案を辞退する場合は、電子メールで辞退届（様式自由）を提出すること。

19 事業所管課

北九州市産業経済局雇用・産業人材政策課（担当：坂口、福山）

電話：093-582-2419 FAX：093-591-2566

住所：〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

Mail：san-koyou@city.kitakyushu.lg.jp

20 その他

有資格者名簿への業者登録について、2026年4月3日時点で未登録の場合は、登録期間の関係上参加不可となる。

その他、登録に関するお問い合わせは契約制度課へ。

電話：093-582-2545 FAX：093-582-3113

住所：〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号